

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (市三宅・竹生)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・黒大豆などの高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

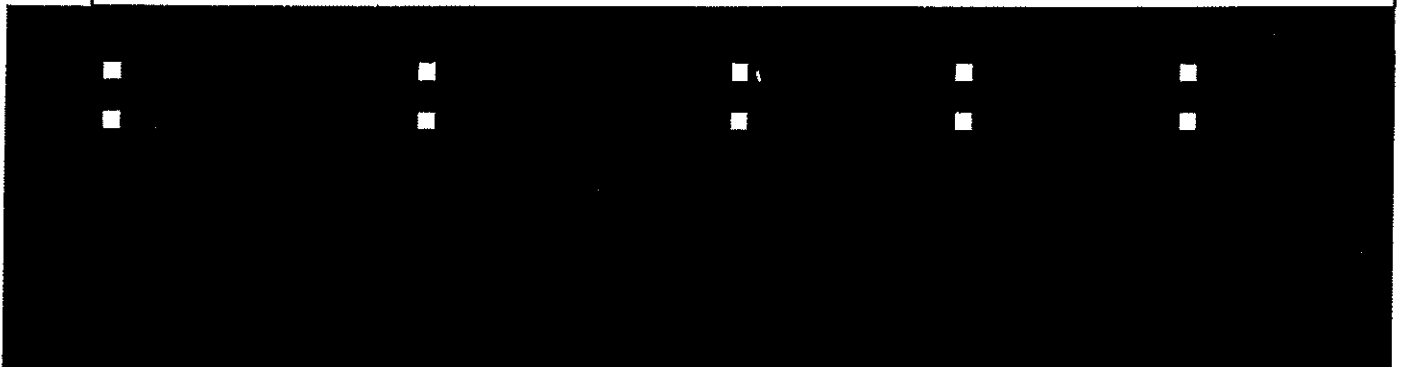
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (行畑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内での都市化が進んでおり、農業はあまり行われていない。
- ・耕作者の高齢化。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
- ・後継者がいない農地については大規模な耕作者に集約する。
- ・自給農家はそのまま継続して耕作する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (久野部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内の耕作者は年々減少傾向にあり、大部分を認定農業者に耕作していただいている状況である。今後も耕作者の高齢化等により、認定農業者への集約化が進むことが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の耕作者も認定農業者も水稻を主要作物としており、今後もその傾向にある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	~ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 三上(山出、東林寺、前田、小中小路、大中小路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稻が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (南樓)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農地は既に圃場整備事業(一部は大区画)を終えており、一集落一農場方式による集落営農で取り組んでいる。 ・組合員数は85名で、組合員が班別に応じた出役を原則として作業に取り組んでいるが、役員等(特に在宅者)に負担が偏ることが少なくない状況である。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックローテーションによる水稲・小麦・大豆の生産方式が確立しており、これを継続していく。 ・ただし、小麦・大豆の転作面積については、米の消費状況に応じて見直しを行っていく。 ・乾田直播栽培による、低コスト化・高効率作業化への取組みを行っていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■

■

■

■

■

■

■

■

■

■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (北桜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■

■

■

■

■

■

■

■

■

■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 永原(上町、下町、江部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・主要な農業者の高齢化が進んでいて、農業継続が危ぶまれている。 ・新たな農業の担い手の確保が必要。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を2034年頃までに近隣集落と連携して計画する(今後の状況の変化を踏まえて検討する)。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、その意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで行く。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、(株)アグリサポートおうみ富士への委託を進める。

■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (中北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現在、認定中北地区の農地(水田)は認定農家で確定している。
- ・10年前より農地の集積に取り組んできている。
- ・今後、地主に協力を得て耕作者同士で話し合いをしていきたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集積をして用排水路及び農道の管理をしていきたい。
- ・農地の大規模化(100aを目標)をしていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し集積していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔を取り除き、排水路を暗渠化していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、その意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、委託を進める。

■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、70歳以上の農家が16名のうち9名を占めており、後継者がいたとしても、耕作面積は減少する。そのため、新たな農地の受け手が必要である。
 ・北地区は大雨になると浸水する場所があり、被害が出る可能性があるため、集約化が難しい。
 ・地域の活性化や担い手の確保のためにも、集約化が必要。しかし、圃場の状況(暗渠や畑田など)により難しいため、新たに土地改良を行うことが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米作が中心であるため、環境ごだわり農産物を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。
 ・地域外から希望する認定農業者や新規就農者を受け入れ、また農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用できる仕組みが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

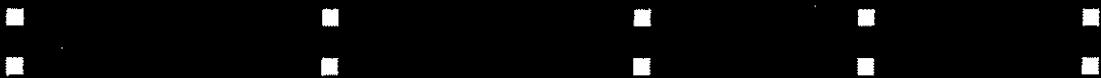
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約する。その際、農地利用最適化推進委員及び農地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮しながら農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化(30a以上)や暗渠の整備などが必要。そのため、地権者の理解を求める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外から、農業者・農業経営体を募る。市やJAと連携し、相談から定借まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、委託を進める。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (上屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稻が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (辻町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

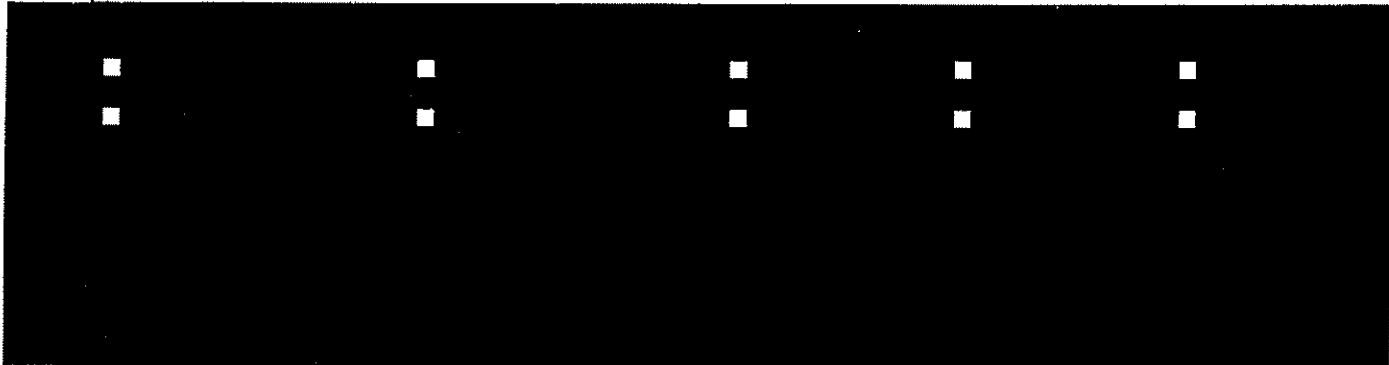
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (富波甲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・富波甲地先の地権者の殆どが富波甲在住の者であり、その保有圃場の大部分を一者の大規模認定農業者(現農業組合長)が耕作し、数反を地主が耕作している。今後は、後者の圃場もその認定農業者及びその家族が耕作することになると考える。
 ・ただ、小字仲ノ町は、五之里、富波乙などの耕作者が入り混じっており、高額な地代が提示されるケースがあるなど、混沌とした状況にある。地元である富波甲がその渦中に入り調整することは困難であるため、農地中間管理機構等により調整が図られることを期待している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・富波甲の地権者の了解のもと、6反から10反を一枚とする農地一体化を促進し、均平作業も行い水張りの均一化や省力化にも取り組んでいる。
 ・大型機械を積極的に導入、特にトラクターなどのロボット化を進め、低燃費、環境を優先する事も重要視しており、農薬などの散布比率を落とし、地力の活用を念頭に置き生産している。今後はこの取り組みを更に進める中、収量の向上にも力を入れたい。
 ・ただ富波甲は地権者との対話や意見交換の中で入水や水張り、品種の団地化も進めている状況で他の認定農業者等の受け入れは考えにくい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状以上の集積、集団化を図るためには、他字や他の組織からの換地や借入等しか方策はないと考える。農地中間管理機構等により適正な判断・調整が図られることを期待している。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現地の集落の意見を最優先に考える農地中間管理機構の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
前述のとおり、他の認定農業者等の受け入れは考えにくい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・玄米集荷や小麦、大豆は全てJAに搬入しており、ヘリ防除の実施、種子・農薬など農業資材の購入が取組の中心である。 ・機体の修理や圃場の均平などは全て1者の大規模認定農業者(現農業組合長)が受け持つ特異な地域であり、地権者負担としないことが重要であると考えている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

機械のロボット化の促進、圃場管理のIoTの活用をしており、将来的にはドローンでの圃場管理を目指す。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (富波乙)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

富波乙集落の農地の耕作者は、年々減少の一途をたどり、現在8名ほどとなっている。今後も高齢化により隣接地域の担い手への委譲が進むものと思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

転作への取り組みを令和7年度をもって終了した。自作者は自身で耕作できなくなった時点で認定農業者等へ農地を貸し付けることになり、結果として農地の集積集約が図られるものと思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

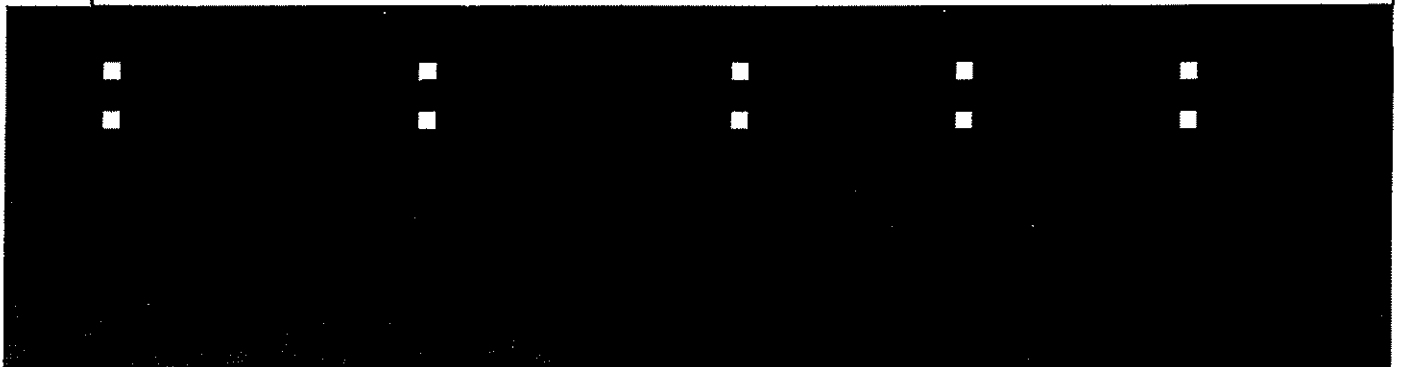
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 集積率の達成と作物別の団地化を目標とする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理機構を通じて集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針 所有者の同意を得ながら区画の大規模化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たな新規就農者の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 防除作業等については、委託を進める。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (五之里)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

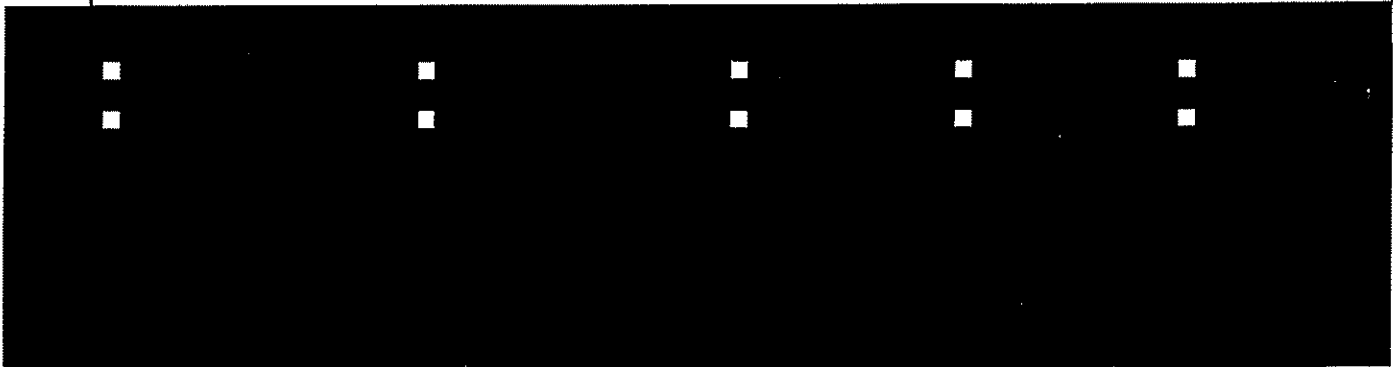
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (大篠原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在農家38軒、年齢構成50歳未満2名、60歳代3名、70歳代23名、80歳代1名、水田37名、果樹1名、水田の起伏があり殆どが土の畔、給水はため池と深井戸ポンプの為、畔の除草作業と給水管理が必要である。未整備田約170反、整備田約640反未整備田の耕作は約90反、放棄田・保全管理田約80反で年々放棄田・保全管理田が増加しており15年後には未整備田の殆どが放棄・保全管理状態になる見込み。整備田についても5年後約150反の耕作田の処理が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の農地を守って行くには、地域の担い手を養成すべきであるが当地域だけでは無理であり、他の地域からの参画が必要であり、検討して行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
生産調整の周期を3年にして区域割を明確にして集約化しやすくする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域では、農地の起伏が有り大区画化は困難であるが今後検討して行く予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
裏作の刈り取り、無人ヘリによる防除作業等委託している。

■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (小堤)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■

■

■

■

■

■

■

■

■

■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (入町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 入町の農業は、50歳(地域外居住)、65歳、67歳、72歳、80歳の計5名及び農事組合法人入町営農組合と(株)アグリサポートおうみ富士の7者で耕作している。耕作は区域の約70%を入町営農組合が行っている。しかしイノシシ被害が全地域に拡大、耕作者の耕作意欲が減衰してきている。
【課題】 入町区域の農業後継者は、県外居住者が多く、昨今の定年延長施策から定年後の帰省と、その後の農業従事はあまり期待できない。故に10年後は、放棄田が出現すると考察できる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

入町に住む農業従事者の平均年齢は70歳前半であることから、米作を継続するのが精一杯で、野菜、果樹、花き等への転換意欲は低い。
今後は米作の有機栽培への転換等が考えられるが、購入者への周知方法と販売価格の設定が課題である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・既に先人が農事組合法人を立ち上げ運営している。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・既に先人が農事組合法人を立ち上げ活用している。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業組合では用水路の更新を終えた。農事組合法人は、構成員・オペレーターの若返りに取り組んでいる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・入町地域では、自治会、老人会、幼小中校生、保護者会が、地域の水路・道路の草刈り、清掃、浚渫活動に継続して取り組んでいる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の繁忙期には、既に(株)アグリサポート等の大規模耕作者に代掻き・刈取作業等を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③GPS付き田植え機を導入をしている。
 ①鳥獣害防止対策について
 イノシシは、南に接する里山と西に接する光善寺川から侵入している。里山は近江八幡市、竜王町、野洲市に接し、麓に神社、寺、住宅建ち私道(NTT)も設置され、防獣柵の設置は地域的に難しい。電気柵は、区域内を県道、市道が通り圃場の入口は、県道、市道からとなっている。このことから、電気柵の設置は可能だが運用が難しくあきらめの状況である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (長島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の耕作面積の100%が他地域からの耕作者に依存しており、耕作者の高齢化が進み、後継者確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者の受け入れ促進の為、集約化を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

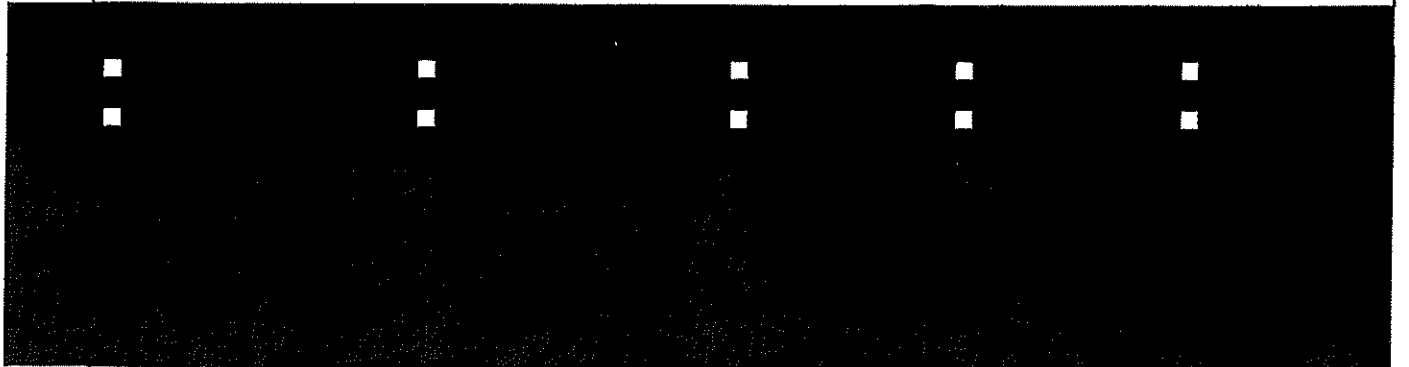
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (高木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在耕作者11名うち2名が令和6年産小麦・大豆収穫完了時に離農。70歳以上の担い手農家3名で働けるうちは耕作予定。機械が故障等した時には、離農予定者が数名いる。大規模農家の小森氏と田中氏が今後も面積拡大の予定。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米から野菜栽培の面積拡大。高木地区での野菜の直売所等の運営、加工品販売。米においては、畦畔除去などで作業効率を上げる。直播また陸稲(マイコス米)への移行。大規模農家の法人化。新規就農者の育成。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野洲地区 (小南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

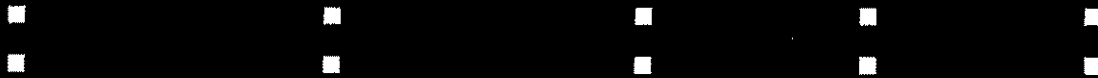
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (比江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、2名の地元認定農業者と7名の農業者、および入り作農業者で耕作されている。現耕作者の平均年齢も79才を超えており、5年～10年後にはほとんどの農地を入り作農業者に任せることになる。当地域は野洲川ダムの末端になり、田植え時期の水不足の解消が必要である。また、水路の老朽化も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、後継者がいなくなるため、入り作農業者に任せることになる。まず(2)の問題点を解決する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

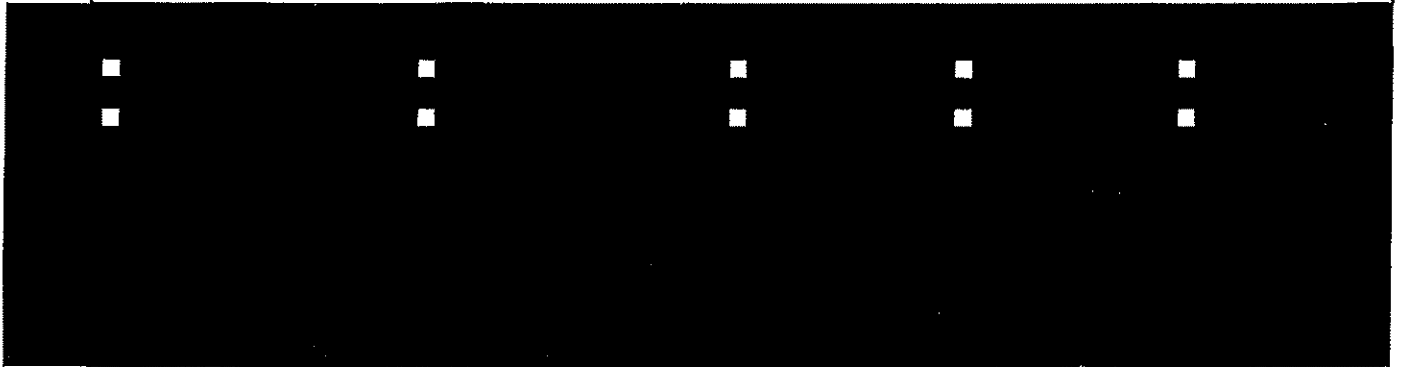
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて更新を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業はJAへの委託を進める。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (小比江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化と減少により後継者がいないまま衰退の一途。野菜等の出荷件数も減り、家で消費するだけの収量を栽培する家庭菜園的な形態が増えている。ほとんどが農作業を委託し、集積・集約化を望んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集積・集約化をできる限り進め、農作業委託先が効率的に作業を行える環境を整える。新規就農者の受け入れを積極的に支援できる体制づくりを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・集積・集約化に向けて、農地相談員と調整し出来る限り農地バンクを利用した取り組みを行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・後継者が不在で委託先が未定な農地は全て農地バンクを利用し、担い手の経営向上を踏まえたうえで段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

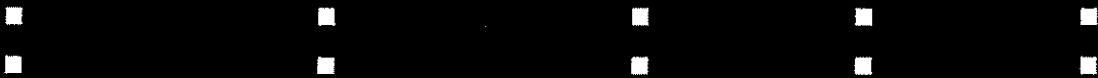
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・現稲作農業者の防除作業はJAIに委託予定



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (北比江・乙窪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

自作地農家の高齢化

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲が中心。ブロックローテーションを実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (吉地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

吉地の耕作者が現在6名で、うち75歳以上が4名と農業組合活動に近い将来支障が生じる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・転作地を利用して、にんにくや里芋などを生産販売する。
- ・水稻栽培では「きらみずき」などの売れる農作物づくりに取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

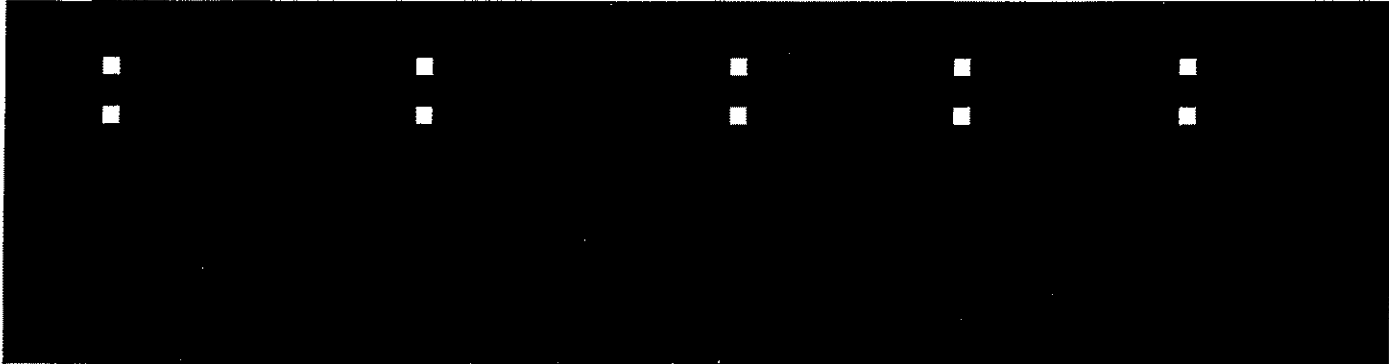
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地権者の了解が得られた農地で、(株)グリーンちゅうず等の大規模農家間の土地交換による集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手からの集積の依頼があれば、農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・畦畔ブロックを一部撤去して農用地の大区画化。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・グリーンちゅうず、ケイファーム、小森氏などと良好な関係維持に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・みのり農園→小麦・水稲・大豆のドローン防除 ・ケイファーム→大豆収穫



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (西河原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

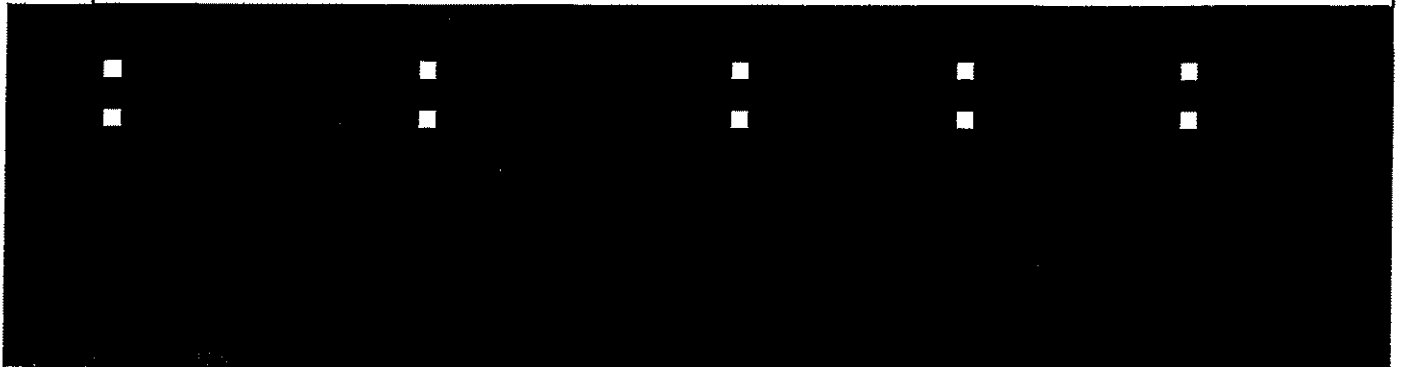
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (比留田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなど複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (木部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・木部地区は米、麦、大豆の土地利用型農業が行われている。
 ・木部工区内水田の59%を木部住民が所有しており、そのうち95.6%を中心経営体である農事組合にしきの郷が耕作している。他の41%の水田(他字住民所有)は主に近隣の認定農業者が耕作している。
 ・今後の課題としては、農事組合法人が安定的に経営継続できるよう人材育成(若手リーダー育成)や経営改善に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米、麦、大豆を主要作物としつつ、パン用小麦、有機栽培など付加価値に向けた栽培に取り組む。
 ・農事組合法人にしきの郷や市内の認定農業者による安定的、持続的な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・農地耕作条件改善事業を活用し、老朽化した暗渠排水、溝畔などの改修を行う。(令和5～7年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・他字所有水田における防除作業は、(株)アグリサポートおうみ富士やニンジャワークステクノロジーズ(株)へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業の効率化を図るためGPSなどを活用した農業用機械の積極的な導入を図る。
 ⑧(農)にしきの郷においては、多様な水稲栽培に対応するため育苗施設の更なる整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (虫生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、認定農業者と自作農後継者と集落営農組合とで地域の農業が賄えず、入作者の耕作地が増加傾向にある。・認定農業者の自地域で引受可能な農地面積はどれ程か。・自作農後継者が認定農業者として受け手として期待できるのか。・集落営農として継続して人材確保をし、地域の担い手として存続できるのか。など考えると、集落営農組合は早い時期を目標に法人経営に踏み切るべきかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の水稲栽培の有機農業であるシルキーライスは、シルキーライス生産出荷組合主導で、集落営農組合と一部生産者で実施している。・油粕のみの施肥から、作業の負担軽減と経費削減のためより安価な施肥体系により、地域全域で栽培に取り組めるようにすること。・芦屋市の米穀店への販売と給食センターへの供給のみならず、更なる有利販売を目指すため、あらゆる手段を模索していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for writing the selected measures

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (八夫)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

八夫地区の認定農業者の拡充を図るとともに、地域外からの希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手を中心に集積・集約を進め団地面積の拡大を農地相談員と調整して進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

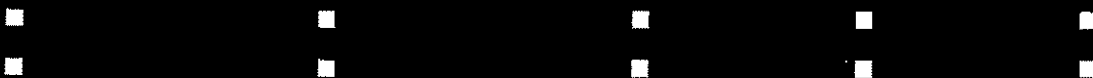
・八夫地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・作業の効率化が期待できる防除作業はJA等への委託を進める。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稻が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	158.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (五条)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

五条地域の総水田面積(白地除く)3,260aの約67%は地域内耕作者5名(内2名認定農業者)で耕作をしている。残りの33%は入り作農家(法人4、認定農業者4)でいずれも近隣地域が中心である。地域内耕作者5名の内4名は現状70才以上で自作農地以外は契約解除して、地域内の若手認定農業者または入り作農家に集約していく予定で、認定農家、法人からは集約化の了解を得ている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農振農用地は耕地整備が完了しており、農地は総面積を1,665aと1,595aに二分して水稲と、麦・大豆の生産調整を一年毎に繰り返す方式で作付けする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

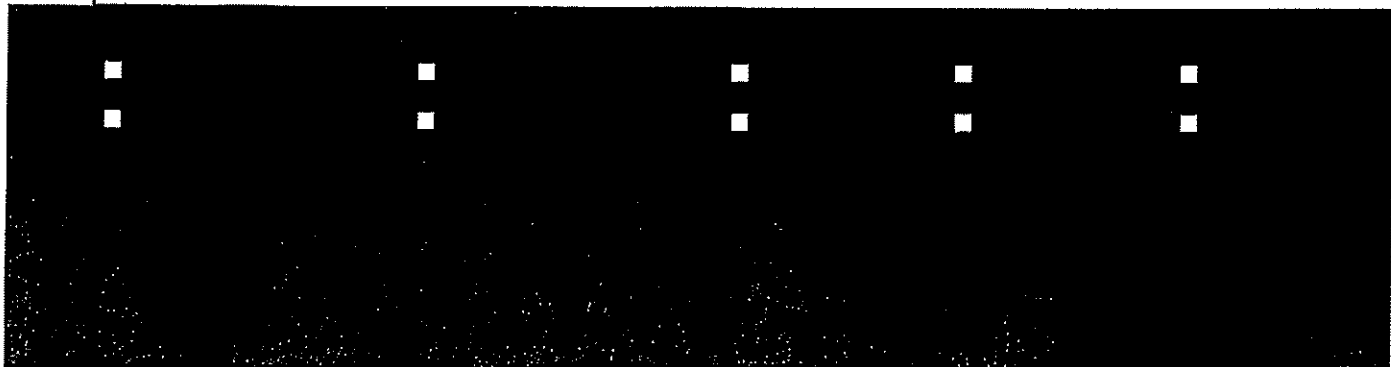
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の担い手中心に面積拡大を進める中、個人経営から法人化を期待する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を中心に集積、集団化を進めていく中で、地権者の意向にも配慮が必要。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業はみのり農園に委託をしている。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (安治)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

既に2つの大農家と1つの中農家により集積されている状況にある。また、入作についても2つの大農家で集積される状況にある。更なる効率化については、所有者が異なる圃場の一枚化(大区画化)の課題が残る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

黒大豆などの高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・大区画化→異なる所有者の畔排除を可能にする。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■

■

■

■

■

■

■

■

■

■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (須原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農業者の高齢化 ②後継者不足

(2) 地域における農業の将来の在り方

①水稲の有機栽培 ②麦大豆栽培の面積拡大

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
- ・担い手を中心に集積・集約化に務める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理事業の活用を検討する。
- ・担い手への経営意向を踏まえて段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

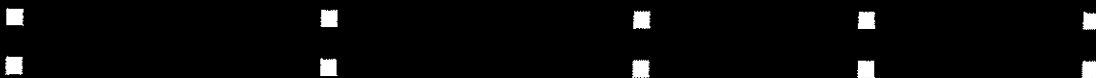
- ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
- ・市の関係課及びJAと連携し取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・麦大豆の刈取り。水稲麦大豆の無人ヘリ防除委託。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (下堤)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者不在の為、他集落の大型農家に耕作をお願いしている。
 現在は耕作者1名。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来は耕作者がいなくなる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

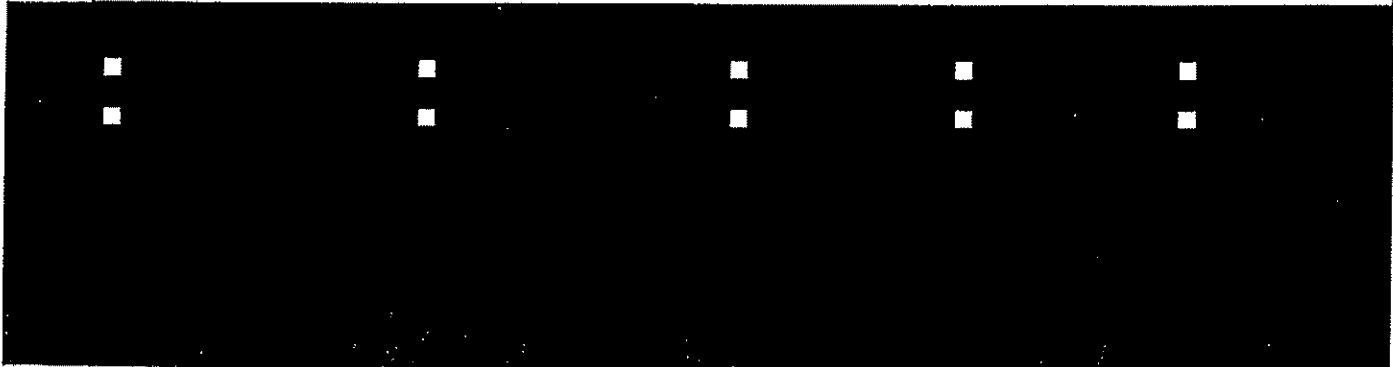
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (堤)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④細地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (井口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区での高齢化が進み今後の問題点となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作中心で生産調整区域内では麦、大豆を作付けする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

■

■

■

■

■

■

■

■

■

■

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (六条)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

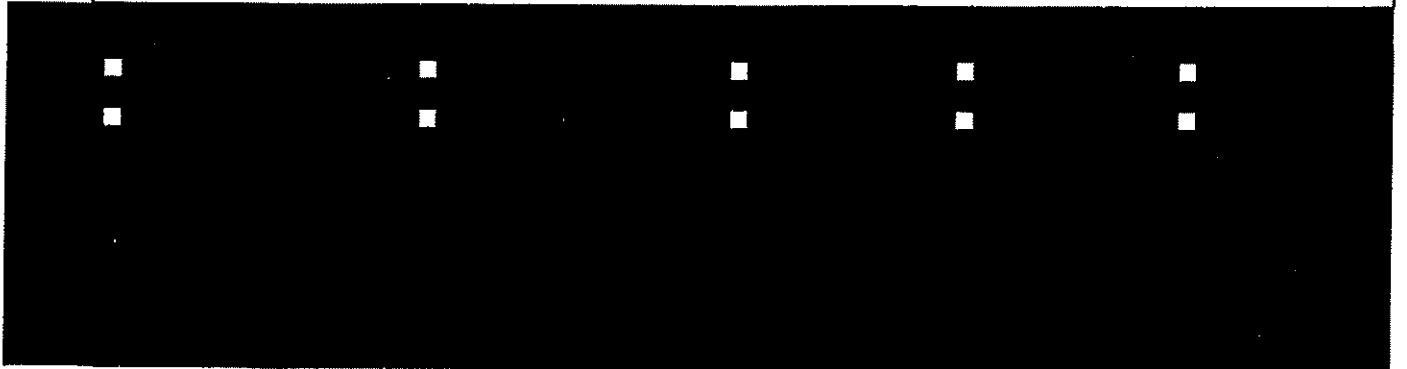
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・今後の状況の変化を踏まえて検討する。



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (吉川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稻が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	210.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野洲市長 櫻本 直樹

市町村名 (市町村コード)	野洲市 (25210)	
地域名 (地域内農業集落名)	中主地区 (菑蒲)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模耕作者に農地が集積されている。
 ・畦を取るなどし複数田を一枚にして集約化できるかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業が行われているエリアについては、水稲が中心。
 ・高収益作物を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員及び滋賀県農地中間管理機構と連携する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後の状況の変化を踏まえて検討する。

